

平成29年度プレミアム和歌山認知拡大及び販売促進（首都圏等）事業に係る質問に対する回答（H29.4.11の質問）

仕様書「2 業務内容（3）販売等について

質問1	「ア 提案者は～」とあるところについて、本事業の提案は販路開拓支援・販促支援ではなく、事業者から商品を買取り提案者自身が販売する必要があることなのでしょうか。
回答1	提案者自身が販売する必要があります。

質問2	また、「エ 提案者は酒類販売免許を取得すること」とありますが、プレミアム和歌山の認定商品に酒類があることと、小売店において酒類を販売する場合は免許を取得していることが前提であることは理解できますが、「提案者自身が酒類販売免許を取得すること」は、必須なのでしょうか。また、必須である場合はどういった背景・趣旨があつてのことでしょうか。 ※事業仕様書を拝見しますと、「販売者」は小売店等であり、その小売店での催事やイベントによる期間的な販促支援が業務のように見受けられます。そのため、「提案者」は、その催事のコーディネーターをする立場にあるもので、「販売者」ではないように見受けられますが、具体的に提案者はどのような事業者を想定されていることなのでしょうか。
回答2	提案者自身が酒類販売免許を取得することが必須です。これは、本業務では提案者が販路開拓に関するセミナーと連動して、多種多様な販路でプレミアム和歌山推奨品を販売することにより商品に応じた最適な販路を創出することを目的としているためです。従いまして、提案者にはセミナーの実施とセミナーと連動した首都圏等での多種多様な販路で販売することができる事業者を想定しております。